

独立行政法人日本貿易振興機構 中期計画

平成15年10月1日

最新改定 平成18年3月31日

独立行政法人日本貿易振興機構

独立行政法人日本貿易振興機構 中期計画 目次

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1
(1) 業務運営の効率化	1
(2) 事業実施における費用対効果の向上	1
(3) 組織の見直し	1
(4) 情報化	2
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	2
(1) 貿易投資取引の機会提供に向けた活動	2
① 対日直接投資の促進	2
② 中小企業等の輸出支援	4
③ 対日アクセスの円滑化	4
④ 地域の国際化による地域経済活性化の支援	5
(2) 貿易投資円滑化のための基盤的活動	6
① 海外経済情報の収集・調査・提供	6
② 海外への情報発信	8
③ 我が国企業に対する海外の事業活動円滑化支援	9
(3) 開発途上国経済研究活動	10
① 開発途上国に関する調査研究	10
② 開発途上国に関する資料収集・情報提供	11
③ 開発途上国に関する研究交流・人材育成	13
(4) 貿易投資円滑化のための基盤的活動と開発途上国経済研究活動との連携	14
3. 予算、収支計画及び資金計画	14
4. 短期借入金の限度額	14
5. 重要な財産の譲渡・担保計画	14
6. 剰余金の使途	14
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	14
(1) 施設・設備に関する計画	14
(2) 人事に関する計画	15
別添	
○ 予算	16
○ 収支計画	17
○ 資金計画	18

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 業務運営の効率化

一般管理費について、人件費や物件費の抑制により、中期目標の期間の最後の事業年度において、特殊法人（平成14年度）比で少なくとも10%の効率化を図る。また、運営費交付金を充当して行う業務経費についても、中期目標の期間の最後の事業年度において、これに対応する特殊法人（平成14年度）時の補助金等を充当して行う事業費に比して3.5%の効率化を図る。

この他、貿易投資の振興及び開発途上国調査研究の着実な実施の見地から、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1%程度の効率化を図るものとする。また、各事業については、実績に関する評価及びニーズを踏まえ、必要な見直しを図っていくこととする。なお、行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取組み、平成18年度から5年間に於いて5%以上の削減を行う。ただし、退職手当は効率化の対象としない。

(2) 事業実施における費用対効果の向上

事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開につなげる。具体的には、対日直接投資の促進や中小企業等の輸出支援等の各事業におけるそれぞれの事業実施ツールの効果を把握分析し、ツールの見直し等につなげていく。

(3) 組織の見直し

①柔軟に変更可能な独立行政法人の制度趣旨を生かし、「利用者にとっての分かり易さ・利用しやすさ」、「効率的な実施体制の構築」及び「職員の専門的知見の蓄積」という3つの観点から、組織の抜本的見直しを行う。

②本部の管理部門の簡素化を図るため、重複・類似業務の整理、大括り化等の見直しを行う。また、管理部門の常勤職員数を抑制する。

③権限委譲による業務フローの効率化の観点から、情報共有・意思決定の方法について、業務の定型化、マニュアル化を進める。

④アジア経済研究所（以下「研究所」という。）の有する能力を最大限発揮するため、研究部門の組織再編、簡素化を行い、種々の研究課題に柔軟な対応を可能とする。また、研究者を地域別、

分野別にグループ分けし、途上国を巡る諸問題について情報共有を推進し、研究者の共通認識を高める。また、各グループにはグループ長を配置し、責任・連絡体制を強化する。

⑤海外事務所については、東アジア地域への重点化に努めることを念頭に、事務所の配置及び人員配置を適切に行うための基準を作成し、基準に従った事務所の配置及び人員配置を行うとともに、各拠点でのニーズに応じ、外部人材の活用や現地職員の登用等多様な形態による効率的なネットワークを構築する。また、国内貿易情報センターについては、地域の国際化に係る事業規模や内容に対応して効率的・効果的に事業実施できる体制の構築を図るため、各センターの事業規模に応じて職員配置を柔軟に対応する。

(4) 情報化

①利用者の利便性向上のため、各サイトのログイン統一化、画面構成の向上等を進める。

②各種データベースについて、利用者の利用状況の把握・分析や貿易投資相談内容の国別・テーマ別の集計等により、利用頻度が高い、あるいは相談件数が多いデータの内容を充実させる。

③内部の管理業務等について、電子決裁範囲の拡大、顧客管理システムによる利用者に関する情報の一元管理やイントラネットによる内部の情報共有化等を図る。

④経済産業省の策定するオンライン実施方策の提示等の条件整備を受け、業務・システムの最適化を推進する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 貿易投資取引の機会提供に向けた活動

①対日直接投資の促進

対日直接投資の促進のため、国内外の広汎かつ強力なネットワークを有する独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）に期待される役割を十分認識し、効果的、かつ、きめ細かいサービスの抜本的拡充を図ることにより、対日投資案件発掘件数を年間平均で1,000件程度とする。（平成14年度実績 年間約300件）

具体的なサービスの内容は以下のとおり。

7) 海外において、対日投資を歓迎する我が国の方針及びそのための具体的なアクションについて積極的に発信するとともに、特に北米、欧州、アジアの3地域において、集中的に案件発掘のための体制を整備する。具体的には、対日投資促進に携わるアドバイザーを積極的に活用するとともに、企業調査、セミナー・講演会による情報発信、個別企業訪問を積極的に行い、発掘件数の拡大を図る。

1) 本部において、対日投資に係る情報提供のワンストップサービス機能確立する。このため、組織体制を整備するとともに、産業分野に専門的知見を有するアドバイザーを活用する。また、各省庁に設置されている「対日投資総合窓口」や地方自治体の投資誘致担当部局との密接な連携を図るとともに、弁護士、税理士等、外国企業が我が国で事業を行う際に必要となるアドバイザーを積極的に活用する。

9) 対日投資に関心を有している個々の外国企業に対して、そのニーズに応じたサービスの提供を図るため、個別案件処理の業務フロー、提供サービスの内容等を整理・メニュー化する。その際、対日投資案件の多くは、製品や技術の我が国市場参入の延長線上に位置づけられることを踏まえ、対日投資と対日アクセスの案件を一体的に処理する体制の整備を図る。

1) 政府や民間企業・団体、在日外国商工会議所等と協力し、国内において、対日投資の必要性・外資系企業の日本経済への貢献事例・役割を啓発する。このため、セミナー等を開催するとともに、外資系企業による雇用の実態等、国内及び地域経済への貢献についての調査を行う。また、国内各地域での誘致活動を支援するための事業を行うとともに、国内各地域への外資導入を促すべく、国内の産業集積地域や構造改革特区情報の海外への積極的な発信、並びに地域のビジネスへの外資系企業の参加促進等の活動を支援する。

9) 様々な形態の対日投資の可能性を検討し、包括的な誘致を進めるため、外資によるM&Aへの支援のあり方について検討した上で、個別案件の支援を行う。

10) 外国企業の対日投資の阻害要因の改善策について、政府や民間企業・団体、在日外国商工会議所等と協力し、具体的相談事例や外資系企業等の声を反映させるとともに、諸外国との比較を含め、規制緩和や法制度改革の面で我が国政府、自治体等が対応すべき事項を調査する。また、外資誘致戦略やノウハウについての研究を行うとともにこれを自治体等に普及する。

なお、外国企業、地方自治体等、対日投資促進事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

②中小企業等の輸出支援

我が国企業が世界中において事業活動を展開し、各国企業と競争を展開している現状を踏まえ、我が国企業の意味決定に有用な海外ビジネス関連の調査・情報提供に取り組む。

また、各種業界団体、経済産業省、地方自治体等のニーズを踏まえ、業界・企業の輸出意欲が高い分野や、輸出競争力があると見込まれるものの積極的な取り組みがなされていない分野に対し、中堅・中小企業の輸出支援を重点的に行う。具体的には、本中期目標期間においては、機械・部品、繊維、地域伝統産品、食品、IT・コンテンツ、環境・医療・福祉の6分野を中心として支援するものとするが、その他の業種についても、各業界の要望、経済情勢の変化等に柔軟に対応して取り組むものとする。

なお、具体的な輸出支援業務に際しては、受益者負担を求めつつ、海外展示会への出展支援を中心として国内外での輸出可能性（マーケティング等）調査、我が國中堅・中小企業と外国の取引有望企業とのマッチングを支援する「コーディネーター」の輸出先重点地域への配置、海外市場への売り込みミッションの派遣支援を組み合わせ、実施する。これらにより、輸出商談件数を年間平均で8,000件程度とする（平成14年度実績 年間約5,000件）。その際、本部においては、輸出を始めとする我が国企業の海外ビジネス展開の支援窓口を明確にし、国内の中小企業への広報を行うことによって、個別企業が機構にアプローチしやすい体制を構築する。

さらに、技術の輸出を通じた我が国の新規産業創出のため、IT、バイオ等のハイテク分野の我が国中小企業の海外における創業を支援し、また、ベンチャー企業の起業化を支援するインキュベータ・マネージャーの人材育成をベンチャー先進国である米国で実施する。

これらの事業を通じて、輸出支援事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

③対日アクセスの円滑化

7) ITやバイオ等先進技術分野の対日アクセス支援を行う。具体的には、高い技術力を持ちながら我が国に知られていない企業とのビジネスマッチングを行うため、国内での商談会、ミッション受入れ、展示会への参加等を行う。また、対日アクセス支援を実施している諸外国と協力し、当該国・地域からのミッション受入れや当該国・地域が主催する展示商談会・セミナーへの支援を行う。

1) 我が国製造業及び進出日系製造業のより安価または高品質の部品・部材の調達を支援するため、受益者負担も考慮しつつ、「逆見本市」（調達したい部品等を展示し、供給可能な企業を探すため

の見本市)を開催する等の支援事業を実施する。

ウ) 特定品目の輸入促進や、輸入促進に係る普及啓発を目的とした施設運営型事業(輸入車常設展示場、地域輸入促進センター、輸入住宅展示場、輸入住宅部材センター)については、順次、縮小・廃止する。

エ) 個別案件の処理に関して、対日投資と対日アクセスの案件処理を一体的に処理する体制を整備する。

オ) 海外からの人材・頭脳の受入れ促進に関し、外国人の日本語によるビジネスコミュニケーション能力(日本語で商談等を円滑に行える能力)を客観的に評価する、「ビジネス日本語能力テスト」を国内外で有料で実施し、本中期目標終了年度において年間4,400人の受験申込者を確保する。(平成14年度実績 4,013人)

カ) また、我が国企業における優秀な外国人人材の確保・活用を支援するため、外国人学生の受入れを希望する我が国企業と優秀な外国人人材とのマッチング支援事業等を実施する。

これらの事業を通じて、対日アクセス円滑化事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

キ) 開発途上国内の産業育成については、東アジアに重点を置きつつ、対象国における重要度、現地側の自助努力、支援体制の整備度及び我が国企業・進出日系企業のニーズ、取引の潜在性の高さ等を踏まえて、支援案件を設定する。具体的には、アジア地域では伝統工芸品等の有望輸出産業のほか、ソフトウェアやバイオ等新産業分野、現地日系企業の部品調達に資する裾野産業等の育成を支援する。中南米・中東・アフリカ地域においては伝統的な輸出製品の品質向上を支援し、国際マーケットへの進出を支援する。大洋州(太平洋島嶼国)においては2000年の「宮崎イニシアチブ」の枠組みに沿って観光周辺産業の現代化を支援し、中東欧・CIS地域においては繊維製品、家具等の軽工業分野の産業育成を中心に支援する。

事業を企画・実施するに際しては、我が国と当該国・地域との自由貿易協定締結に向けての動き、東アジアにおけるビジネス圏形成の動き、後発のASEAN加盟4カ国(CLMV諸国)の経済発展の動向等を踏まえて実施する。

さらに、事業実施成果や対象国産業の技術レベルの向上度合い等を評価するための関係企業・団体等との意見交換の枠組みを整備する。

④地域の国際化による地域経済活性化の支援

国内外のネットワークとその機能を活用し、国内地域と海外地域との国際経済交流による地域

経済活性化を図るため、「ローカル・トゥ・ローカル産業交流事業（LL事業）」を実施する。

実施に際しては、国内外の産業集積に着目し、産業創出、技術・ノウハウ導入、海外販路拡大、対日投資、開発輸入、都市・地域再生の6つの観点から、交流目的や具体的な交流計画が明確で、対象地域双方に相互補完的なメリットがある案件を取り上げる。また、目標を事前に設定するとともに、受益者負担を求めつつ、外国企業や産地に関する調査、ミッション派遣・受入れ、商談会・シンポジウムの開催等のスキームを活用し、産業集積の多角化・高度化を図る。

また、施策の対象者への施策情報の浸透と施策の活用を促進するため、機構が我が国企業に提供するサービス全般について、機構自身の広報媒体のみならず、地方経済産業局を始めとする関係者のホームページ、メールマガジンや各地域における施策説明会の開催等も通じて、施策を利用する者の立場に立った、分かりやすくきめ細やかな事業のPRを実施する。

さらに、産業クラスターに属する地域企業の販路開拓等を支援するため、産業クラスター計画の各種事業に協力機関として参加し、産業クラスターの有する地域の産学官の幅広い人的ネットワークを活用することにより、有望な地域の中堅・中小企業による輸出、技術交流、海外企業との連携案件の発掘に努めるとともに、国内の産業クラスターと海外の産業集積との交流・連携を図る。

これらの事業を通じ、本事業の利用者（LL事業を推進している地方公共団体等や産業クラスター計画の推進組織を含む。）に対し、「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

（2）貿易投資円滑化のための基盤的活動

①海外経済情報の収集・調査・提供

【情報の収集・調査】

我が国企業のニーズに応じた調査を行うため、機構の各種データベースの利用者の利用状況の把握・分析や貿易投資相談内容の国別・テーマ別の集計等により情報ニーズを把握し、それを調査に反映させる仕組みを確立させる。

具体的には、下記の調査に取り組む。

7) 日常的な情報収集については、諸外国とのビジネス実務に役立つ制度関連情報（貿易・投資、環境、競争、消費者保護、規格基準、法務、税務、労務、会計、知的財産権等）やマーケット関連情報（産業・商品情報、技術情報、引合い情報等）に重点を置く。特に、我が国中堅・中小企

業や進出日系企業のニーズを踏まえ、中国について最優先で情報整備を図る。

イ) また、ASEAN（二国間を含む。）、韓国、メキシコとの自由貿易協定（FTA・EPA）に向けて、我が国企業及び進出日系企業等の貿易・投資のビジネス上の具体的障害となっている事項の実態把握、改善要望等を調査し、我が国政府の交渉を可能な限り円滑かつ容易なものとするよう支援する。

ロ) 複数の海外事務所が連携・分担して統一のテーマについて行う調査については、「FTA関連」、「輸出支援関連」、「農林水産・食品関連」の3分野を主要課題として、毎年、より具体的なテーマを設定して取り組む。また、外国企業の対日直接投資の阻害要因について、具体的相談事例等から洗い出すとともに、諸外国との比較において、規制緩和や誘致アクションの面で我が国政府、自治体等が対応すべき事項を調査する（2.（1）①カ）再掲）。

エ) 時系列的・地域横断的な比較が重要な「進出日系企業実態調査」、「投資関連コスト比較調査」、「アジアクイックDI調査」を継続して行う。

オ) アジアにおける人材・頭脳、技術交流、ベンチャー企業育成に関連する情報収集、交換の要として、AABI (Asian Association of Business Incubation) の事務局機能を担う。

【情報提供】

ア) 収集・調査した情報をその内容や想定される顧客（ユーザー）層に応じて、ウェブサイト、電子メール、紙媒体、映像媒体、セミナー等の各種媒体によって提供する。その際、利用者が不特定であり、かつ、情報の内容が基礎的なものはウェブサイトでの無料提供とする。（なお、ウェブサイト（開発途上国経済研究活動に係るものを除く。）へのアクセス件数（ページビュー）については、内容の充実等を図ることによりアクセス件数の増加を図り、和文・英文あわせて、年間3800万件とする。）（平成14年度実績推計 年間3419万件）。また、それ以外の情報については、受益者負担拡大の観点から、原則として有料提供とする。

イ) 調査結果に基づく政策提言については、内閣府等政府関係機関への説明を積極的に行うとともに、インターネット、出版物等の媒体や講演会等を通じて広く発表する。

【貿易投資相談】

ア) 本部での貿易投資相談業務については、収集・調査した情報を内部で蓄積・共有するとともに、貿易投資相談データベースを充実させる等により、貿易投資相談の迅速化、内容の平準化を一層進める。また、相談者の求める多様なサービスに対応すべく、外部の専門家を含めた体制の整備を進める。

イ) ビジネスライブラリーは、我が国企業と機構が接する最前線であることに鑑み、来館者へのアンケート等により把握した利用者ニーズを反映した資料の収集と提供を図る。具体的には、世界各国の経済・産業事情、制度情報、統計等の基礎資料収集の継続性を重視する一方、時代の要請に基づいたテーマ（中国、IT、環境等）の資料の収集に努める。またアップデートや検索性に優れた電子資料は貿易統計、ダイレクトリー、関税率表等を中心に積極的に収集し、対外的には丁寧なサポートで利用促進を図るとともに、ネットワーク利用を通して組織内の情報インフラを強化する。

ロ) 本部、大阪本部、貿易情報センターに加え、地方の中堅・中小企業の相談窓口として、「情報デスク」及び「FAZ支援センター」を運営する。

イ) 貿易に関する高度な知識・ノウハウ・経験を有する人材を認定する「貿易アドバイザー認定制度」を実施する。また、貿易関連人材の育成のため、「貿易実務オンライン講座」を提供し、受講者数の増加を図ることにより、本中期目標終了年度において、1,250人の受講者を確保する。
（平成14年度実績 1,102人）

これら事業を通じて、利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

②海外への情報発信

ア) 情報発信の具体的内容は、次の5テーマを中心とする。

- ・我が国の経済構造改革、規制緩和、産業クラスター計画等政府施策の動向
- ・上記の結果生じている我が国市場の変化と新たなビジネスチャンス
- ・外国企業の対日ビジネス成功事例
- ・我が国の優れた技術や商品・サービス、活力ある中小企業の事例
- ・我が国の主要な市場（産業）の動向

イ) 海外事務所においては、機構の職員自らが情報発信の内容とターゲット（外国企業、政府等の対象者層）を明確に意識して、最適な手法を用いて情報発信を行う。

ロ) 本部においては海外事務所の効果的・効率的な情報発信を後方支援するため、広報素材を継続的かつタイムリーに海外事務所に提供する。また、海外で報道される日本経済に関する悲観的なニュースの出所の多くが在日外国プレスであることから、本部において、プレス懇談会の開催や取材協力を実施するとともに、新たに個別コンタクトを重視した戦略的・積極的な情報発信を行う等により、同プレスに対する情報発信を強化する。

イ) 海外で開催される主要な見本市に、広報ブースを出展し、同見本市に参加・出展する海外ビジネスパーソンに対する情報発信を行う。

ロ) 諸外国との経済関連会議への役員の参加を通じて、情報発信する。また、海外からの有力者招へいや海外におけるオピニオン・リーダー及びビジネス・リーダーとの交流を深め、人的ネットワークの維持・拡大を通じ、情報発信のための基盤整備を図る。

カ) 2005年に開催される「愛・地球博」の開催に関わる支援を行う。

③我が国企業に対する海外の事業活動円滑化支援

ア) 中小企業等から構成される投資・市場開拓ミッションを派遣する等により、東アジアを中心に広く世界中で海外事業活動を展開していくのに際して必要となる情報を、我が国企業に対して提供する。また、現地に進出した、または進出しようとする我が国企業を支援するため、法務・労務・税務の外部専門家をリテインし、専門のアドバイザーを配置する等、専門的な問い合わせに対応できる体制を整備する。我が国企業の投資・市場開拓ニーズの特に高い地域においては、海外ビジネス・サポート・センター（海外BSC）を運営する。また、近年の我が国中堅・中小企業や進出日系企業のニーズを踏まえ、特に中国での問い合わせ・相談への対応体制を重点的に整備する。

イ) 東アジア諸国を中心とした知的財産権関連制度の整備・運用状況や模倣品・海賊版への対応策を調査し、セミナーや各種媒体で、その結果を知的財産権問題を抱える我が国企業（日系企業を含む。）に積極的に情報提供する。また、被害企業からの相談に対応する体制を整備し、在外・現地日本人商工会議所等と密接な連携を取りつつ、現地政府等に対する意見具申に関する調整に積極的に取り組む。

ロ) 途上国における各種経済システム・制度（知的財産権、基準認証、物流、環境・エネルギー等）の整備・運用の改善を支援する。具体的には、専門家派遣や実証事業の実施を通じて、東アジアを中心とした途上国における制度整備・運用改善のための働きかけを行う。その際、対象国における要望と当該国で活動する我が国企業（日系企業を含む。）への裨益度を勘案して行うものとする。

また、特にエネルギー・環境分野については、政府間の政策対話の枠組みが構築された国を対象に、当該諸国のエネルギー・環境政策の段階に応じ、制度構築への協力を行う。具体的には、専門家の派遣、研修生の受入れ、現地でのセミナー開催等を組み合わせて実施する。

協力案件の選定に当たっては、進出日系企業等からの情報収集、意見交換を行うとともに、事業実施段階においても、機構の協力が実際の制度・運用等の改善・整備につながる内容となるよう、進出日系企業等との意見交換の枠組みを整備する。

これらを通じて、進出日系企業等、本事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施して、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

(3) 開発途上国経済研究活動

①開発途上国に関する調査研究

ア) 外部研究ニーズの把握

外部研究ニーズを把握するため、各界有識者（大学、政府関係機関、民間研究機関、経済協力機関、民間企業・経済団体、途上国有識者）に対して継続的にアンケート調査を行い、途上国を巡る研究ニーズの動向を把握し、その結果を研究課題選定に反映させる。その際、従来から行ってきた南アジア、中東、アフリカ、中南米等の研究の必要性も十分考慮する。

イ) 研究区分と資源の効率的配分

研究課題について、政府、産業界、学界等の外部ニーズを適切に反映させるシステムを構築し、
i) 現下の経済・社会情勢、国際的な関心事項等、研究所が重点的に資源配分を行うべき重点研究、ii) 研究所が継続的に取り組み成果を提供するプロジェクト研究、iii) 経常的な研究では対応できない開発途上国・地域を巡って発生する予見不可能な急激な変化等に対応する機動研究、iv) 研究所が経常的に取り組むべき、基礎研究の4研究区分を行い、研究資源をこれらの区分に応じた配分することにより効率的かつ効果的な研究を実施する。

研究を実施するに際しては、研究所がこれまで長期に亘って蓄積してきた研究成果と研究者の「集積」を最大限に活用して研究会を組織すること等により、研究課題に最も適した研究体制を構築し、総合力を発揮した研究を行う。

また、これら研究の実施にあたっては、我が国の経済協力政策の方向性を踏まえ、同政策の策定に資する研究を行うよう留意する。

ii) 重点研究

中期目標に示された重点研究分野・領域を踏まえ、以下の調査研究を本中期目標期間中の重点研究とする。なお、当該期間中に国際情勢等の変化等により新たな研究ニーズが生じた場合には、重点研究の追加を行う等柔軟に対応する。

○東アジア地域では、ASEANを中心として、様々な枠組みで地域経済統合の議論がなされており、当該地域における我が国の今後の通商政策、経済協力政策策定に資するため、東アジアを中心とする貿易・投資、経済協力関係の実態及び今後の展望を理論的・実証的に分析する。

○ASEAN地域統合では、経済発展段階の相違のなかで、AFTAとして地域経済統合を達成することが課題となっていることを踏まえ、AFTAの実現過程において後発のASEAN加盟

4カ国（CLMV諸国）の政治的、経済的、社会的課題を明らかにし、今後の発展の展望を提示する。

○我が国とASEAN諸国の経済連携構想に向けて、政策合意形成を促進するため、関係各国の研究機関と、産業ビジョン策定、政策形成の基盤となる共同研究を実施する。

ii) プロジェクト研究

研究所がこれまで継続的に実施してきた、基礎的なアジア諸国の政治経済動向分析や、産業連関表作成、マクロ経済予測、貿易統計データベース等の維持等の開発途上国に係る基盤的研究を引き続き実施し、政府、産業界、学界等の各層に幅広く成果を提供する。

iii) 機動研究

開発途上国を巡り発生する急激な国際情勢の変動の背景や、問題点、将来の動向等を解明するため、研究所の物的・人的資源を機動的に組織して研究を行い、時宜に応じて各界に成果を提供する。

iv) 基礎研究

開発途上国・地域について現地主義に基づき、現地との共同研究や途上国・地域に固有の一次資料・情報等に基づき、研究者の「集積」を活かした多様なディシプリン、アプローチにより、開発途上国・地域が直面している様々な課題に取り組む。

これらの事業を通じて、外部専門家の査読による評価を行い、5点満点の総合評価で平均3.5点以上とする。

②開発途上国に関する資料収集・情報提供

7) 研究所図書館

研究所図書館は、我が国の開発途上国研究の共通インフラとして、開発途上国の経済、政治、社会に関する基礎的な資料・情報を網羅的かつ効率的に収集し、広く国内外の研究者、国民に開放し提供することが必要である。

地理的な不利を克服し新たな利用者の開拓を図るため、遠隔地サービスないし非来館型サービスを向上させる。具体的には、遠隔地利用者及び非来館利用者の利便性を高めるため、新着アラートサービス（希望雑誌の最新号到着情報・希望分野の新着資料情報の配信）を提供し、利用者の増加に努力することにより、中期目標終了年度において、500人程度の年間利用者数とする。

これらを通じて、利用者アンケートを含む図書館の総合評価を行い、5点満点で平均3.5点

以上とする。

1) 成果普及

研究所は公的研究機関として研究成果を広く普及する責任を負い、種々の手段を用いて政策官庁を始めとして、産業界、学界、国民各層に幅広く研究成果を提供することにより、政策形成過程における政策官庁の選択肢の拡大に寄与し、途上国理解の促進、また学術水準の維持・向上に資する。その際、成果提供の相手方、提供する情報によって、最も適切な手段を検討し、効率的・効果的な成果普及を行う。また、成果普及にあたっては、受益者負担の観点から適切な費用負担を求める。

i) 出版物

研究成果の質を担保するため、全て査読を経た上で研究成果を出版する。また、啓発書等広く販売が期待されるものについては、外部商業出版のルートに乗せ、販売を促進する。

定期刊行物では、学術誌として評価が高い英文・和文の機関誌は現在の評価を維持・向上させ、ワールドトレンドについては、受益者負担の観点から、従来の無料配布先を見直し、有料販売を拡大する。

また、世界的水準の学術レベルを達成する研究成果を世界に発信し、評価を受けるため英文単行書を拡充する。

以上により、年間で60点以上の有料出版物発行を実施する。(平成14年度実績 55点)

ii) ITによる情報発信

「顔の見える研究所」となるべく、研究所ウェブサイトを拡充し、研究報告、ワーキングペーパー、トピックリポート、英文機関誌、年報等可能な限りウェブサイト上に公開することにより、より効果的な情報発信を行う。具体的には、ウェブサイトアクセス件数(ページビュー)及び論文等のダウンロード数の順次増加に努力することにより、本中期目標終了年度において、年間で220万件のアクセス件数(平成14年度実績 約200万件)、年間で5万件以上の論文等のダウンロードとする。

iii) 講演会、セミナー等

講演会やセミナーを年間で27件以上開催することを通じて、我が国企業の対外経済活動の円滑化と広く国民各層の途上国理解を深めると同時に、経済協力政策担当官庁等に政策形成の基礎的判断材料を提供し、適切な政策形成に貢献する。(平成14年度実績 24件)

他方、適切な受益者負担を求めつつ、時宜に適ったテーマ、体系的な知見の提供の観点から有料の連続講座や講演会を開催し、講演会等の聴講者に対するアンケートにより、4段階評価で上位2段階の占める割合が7割以上とする。

③開発途上国に関する研究交流・人材育成

【研究交流】

研究交流は、途上国研究水準の維持・向上を図る上で不可欠である。このため、内外の研究者、研究機関との共同研究を行い、途上国研究ネットワークを構築し研究交流を深める。

①開かれた研究機関

研究者の人的交流、内外の大学・研究機関との組織間交流を深め研究交流ネットワークを構築する。さらに研究所の有する研究インフラ（研究スペース、コンピュータ、研究所図書館等）を内外の開発途上国研究者の共用に供することにより、我が国開発途上国研究交流拠点（ハブ）として機能する。その際、研究インフラ利用者へのアンケート調査による評価で、4段階評価で上位2段階を占める割合が7割以上とする。

②客員研究員制度の充実

客員研究員の所内の研究者との協働、研究事業への参画を推進する。このため、一部の客員研究員について研究会への参加を促し、良質な成果を出せる1年間程度の受入れ期間として招へいする。

③内外の大学・研究機関との共同プロジェクトの推進

国際的な研究機関会合やシンポジウムの開催、世銀、IMF等の国際会議への参加、研究会単位の海外共同研究及びワークショップ等プロジェクトの共同化を推進し、研究成果の質と幅を向上させる。共同プロジェクト実施件数については、本中期目標終了年度において年間60件以上とする。（平成12年度～14年度実績 年平均約55件）

【人材育成】

高度な能力を有する開発専門家の育成は、我が国全体に課せられた課題であり、研究所がこれまで積み上げてきた研究蓄積や人的資源を活用して開発専門家を育成する。

具体的には、外国人研修生については、開発途上国政府の開発担当官を主な対象として、帰国後に現地の開発実務の指導的な職務を果たす能力を有する人材を育成する。日本人研修生については、日本人で国際機関等での開発現場に携わることを目標とする人材を育成する。なお、国費である運営費交付金を研修生個人の資質向上に投入するにあたっては、国費を投入することの妥当性と個人が受ける利益とのバランスを考慮しつつ、適切な受益者負担を求めていく。

また、内外研修生の修了時に行うアンケートによる評価で、4段階評価で上位2段階の占める割合が7割以上とする。

(4) 貿易投資円滑化のための基盤的活動と開発途上国経済研究活動との連携

両活動をより効果的に実施し、多面的な情報を与えることを可能とするため、これまで両部門に蓄積してきた地域・国別の基礎研究・調査、経済統計・データ、産業・技術情報、人脈等知見・ノウハウの組織的共有・活用を推し進める。また、研究会への相互参加、講演会・セミナーの共同開催、及び出版物への相互執筆等の連携を一層深めることで、両部門の調査・研究内容の深化、より効果的な成果普及を実現する。

3. 予算、収支計画及び資金計画

別添のとおり。

4. 短期借入金の限度額

8, 079百万円

(理由) 運営費交付金及び補助金の受入れが最大3か月分遅れた場合、事故の発生等により緊急に対策費が必要となった場合等を想定して、運営費交付金及び補助金の約3か月分を短期借入金の限度額とする。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の国会への廃止法案の提出、地元自治体との協議等を踏まえ、以下の財産の処分を行う。

- ・大阪りんくうFAZ支援センター（大阪府泉佐野市りんくう往来北1丁目）
- ・境港FAZ支援センター（鳥取県境港市竹内団地）

6. 剰余金の使途

- ・海外有識者、有力者の招へいの追加的实施
- ・職員教育の充実
- ・展示会、セミナー、講演会等の追加的实施（新規事業実施のための事前調査の実施を含む。）
- ・先行的な開発途上国研究の実施

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

①出資金の運用により運営している輸入促進施設の見直しを円滑に進めるため、関係自治体等と事前に協議を行う。

②機構の業務を効率的かつ効果的に推進していく観点から、研究所の土地を購入する。また、老朽化のため最低限必要な本部の移転を行う。

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
アジア経済研究所用地購入	1,720	出資金
[注記] 金額については、見込みである。 なお、上記のほか、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い等を勘案した設備の整備、改修等が追加されることがありうる。		

（２）人事に関する計画

①職員の専門性の向上

研修制度を再構築し若手職員への語学、貿易・投資実務、財務・会計等の基礎知識の習得を徹底する。さらに、地域・国別、知的財産等のテーマ別、展示、財務等の業務別の専門家育成を図る。また、民間企業との人事交流を積極的に行い民間手法や顧客対応能力を修得することにより、サービスの向上を図る。

研究職員については、現地語研修、海外研究員としての派遣時期・派遣地の選定等、研究者としてのキャリアパスを考慮し、学問的な知見の蓄積のみならず広く現地事情に通暁した人材の育成を図る。

②採用形態の多様化

専門性を有する人材の採用により、組織の活性化や組織目標の達成を図る。新卒、中間採用（社会人）に加えて、新たに任期付採用及び外国人採用制度を導入する。

（参考１）

- ・ 期初の常勤職員数 1,686人
- ・ 期末の常勤職員数の見込み 期初と同程度とする。
- ※ 任期付職員に限り必要最小限の人員の追加がありうる。

（参考２）中期目標期間中の人件費総額見込み 62,274百万円

- ・ 中期目標期間を越える債務負担 なし
- ・ 積立金の使途 なし

○予算(平成15～18年度)

(単位:百万円)

(単位:百万円)

区 別	金 額	区 別	金 額
収入		支出	
運営費交付金収入	88,513	業務経費	116,108
国庫補助金収入	12,311	受託経費	26,502
受託収入	27,883	一般管理費	8,982
うち国からの受託収入	26,107		
うちその他からの受託収入	1,776		
業務収入	20,214		
その他の収入	2,671		
計	151,592	計	151,592

[人件費の見積り]

期間中総額62,274百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基準内給与、職員諸手当、超過勤務手当、退職手当、在勤手当、諸支出金及び現地採用者給与等に相当する範囲の費用である。

[退職給付債務財源の考え方]

退職一時金については、運営費交付金を財源とする。年金債務及び厚生年金年金積立不足解消のための財源は、運営費交付金によって措置することとする。

[運営費交付金の算定ルール]

別紙のとおり

○収支計画(平成15～18年度)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	150,019
経常費用	150,019
貿易・投資振興業務費	98,040
開発途上国経済研究活動業務費	15,928
受託業務費	26,502
一般管理費	8,643
減価償却費	906
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	150,308
運営費交付金収益	88,154
国庫補助金収入	12,311
国からの受託収入	26,106
その他からの受託収入	1,776
業務収入	20,214
その他の収入	863
資産見返負債戻入	884
財務収益	0
臨時収益	0
純利益	289
目的積立金取崩額	0
総利益	289

[注]減価償却費の算出にあたっては、特殊法人において出資金及び自己財源で取得した償却資産(貸借対照表上に見返り補助金を計上していない資産)は、全て特定償却資産に指定されることを前提としている。

○資金計画(平成15～18年度)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	223,677
業務活動による支出	149,114
貿易・投資振興業務費	98,040
開発途上国経済研究活動業務費	15,929
受託業務費	26,502
その他の支出	8,643
投資活動による支出	2,479
有形固定資産取得による支出	2,479
財務活動による支出	0
次期中期計画期間への繰越金	72,085
資金収入	223,677
業務活動による収入	149,784
運営費交付金による収入	88,513
国庫補助金による収入	12,311
国からの受託収入	26,107
その他からの受託収入	1,776
業務収入	20,214
その他の収入	863
投資活動による収入	73,893
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	0

運営費交付金算定ルール

- ① 平成 15 年度は、積上げ方式による。
- ② 平成 16 年度から平成 18 年度までの各事業年度における運営費交付金(G)については、次の数式により算出する。

$$G_{(i)} = A_{(i)} \times \alpha + D_{(i)} \times \beta \pm \gamma + \lambda - \text{自己収入}$$

$G_{(i)}$: 当該事業年度の運営費交付金

$A_{(i)}$: 当該事業年度の一般管理費

$D_{(i)}$: 当該事業年度において運営費交付金を充当して行う業務経費

α : 一般管理費効率化係数

β : 業務経費効率化係数

γ : 法人の業務の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応、独立行政法人評価委員会による評価等を勘案し決定する経費

λ : 当該事業年度の退職予定者及び前年度以前の予定外退職者により想定される各事業年度の退職手当額

i : 当該事業年度

(1) 一般管理費

各事業年度の一般管理費(A)は、以下の式により決定する。

$$A_{(i)} = B_{(i)} + C_{(i)}$$

$B_{(i)}$: 当該事業年度における人件費(基本給等+退職手当)のうち退職手当を除いた経費で次の式により算出する。

$$B_{(i)} = B_{(i-1)} \times \mu$$

μ : 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、昇給原資、給与改定及び為替変動分等を勘案し、当年度における具体的な係数値を決定。

基本給等 : 役員報酬並びに職員基準内給与、職員諸手当、超過勤務手当等、在勤手当、諸支出金及び現地採用者給与等に相当する範囲の費用。

$C_{(i)}$: 当該事業年度におけるその他の一般管理費で次の式により算出する。

$$C_{(i)} = C_{(i-1)} \times \sigma$$

σ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度の具体的な係数値を決定。

(2) 業務経費

各事業年度の業務経費(D)は、以下の式により決定する。

$$D_{(i)} = E_{(i)} + F_{(i)}$$

$E_{(i)}$: 当該事業年度における人件費のうち退職手当を除いた経費で次の式により算出する。

$$E_{(i)} = E_{(i-1)} \times \mu$$

$F_{(i)}$: 当該事業年度における事業費で次の式により算出する。

$$F_{(i)} = F_{(i-1)} \times \sigma$$

(3) 自己収入

各事業年度の自己収入は、以下の式により決定する。

各事業年度の自己収入（平成 14 年度予算における日本貿易振興会補助金において自己負担とされたもの）の見積額 \times θ （調整係数）

θ ：自己収入の増加策等を勘案した係数として、各事業年度における予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。係数値の決定にあたっては、機構の経営努力による自己収入の増加に向けたインセンティブが作用するよう配慮し、各事業年度の予算編成過程において当該事業年度の具体的な係数値を決定。

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画の予算を試算。

- ・ α （一般管理費効率化係数）については、中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人（平成 14 年度）比で 10% の効率化を図る前提で試算。
- ・ β （業務経費効率化係数）については、新規追加・拡充部分を除き、中期目標の期間最後の事業年度において、これに対応する特殊法人（平成 14 年度）時の補助金等を充当して行う経費に比して 3.5% の効率化を図る前提で試算。
- ・ γ （政策的経費）については、16 年度、17 年度及び 18 年度は 0 として試算。
- ・ λ （退職手当）については、16 年度は 882,118 千円、17 年度は 472,574 千円、18 年度は 689,302 千円として試算。
- ・ μ （人件費調整係数）については、各事業年度とも 1 として試算
- ・ σ （消費者物価指数）については、平成 16 年度、平成 17 年度及び 18 年度は $\pm 0\%$ として試算
- ・ θ （自己収入調整係数）については、自己収入を前年同額として各事業年度とも 1 として試算

以上